

労働災害総合 保険のご案内

2025年10月改定



労働災害総合保険の概要

この保険は、労働災害について貴社が被用者^(注1)に支払う補償金または賠償金を保険金としてお支払いします。

(注1)被用者とは、事業場において被保険者(事業主である貴社)に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)のうち、保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項をセットすることにより保険の対象にできる場合があります。(13~14ページ参照)

(注2)この保険を契約するためには、被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。

対象となる事故は……

貴社の被用者が業務上の災害^(注3)により被った身体障害(負傷、疾病、後遺障害または死亡)事故を対象とします。すなわち、政府労災保険等で給付の対象となる労働災害が対象となります。

(注3)使用者賠償責任条項では通勤災害を含みます。(法定外補償条項については、取扱代理店へお問い合わせください。)

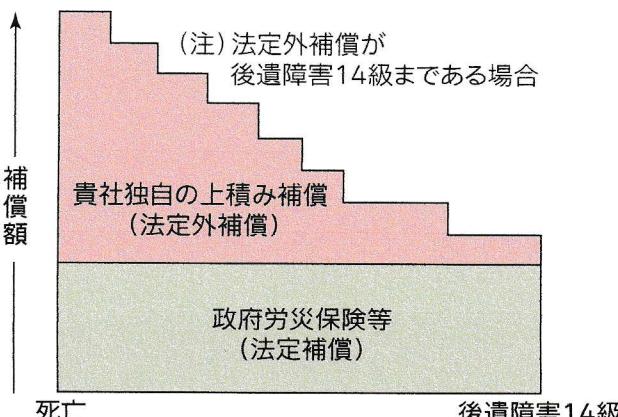


この保険には2つの種類があります。

①法定外補償条項

貴社が政府労災保険等の上乗せとして、被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、保険金をお支払いします。

下図 ■部分が法定外補償条項のお支払対象となります。



②使用者賠償責任条項

使用者側(貴社(貴社の役員を含みます。以下「被保険者」といいます。))の責任となる労働災害が発生した場合、被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、てん補限度額を限度として、被保険者に保険金(注)をお支払いします。

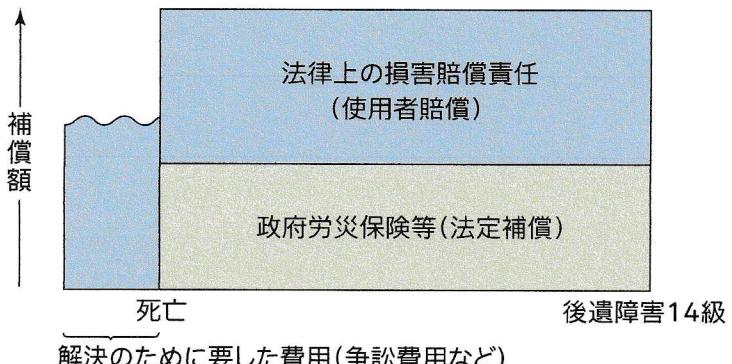
(注) 訴訟や調停となった場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても、賠償保険金の外枠で保険金のお支払いの対象となります。(必ず事前に損保ジャパンまでご連絡ください。)ただし、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。

[ご注意]

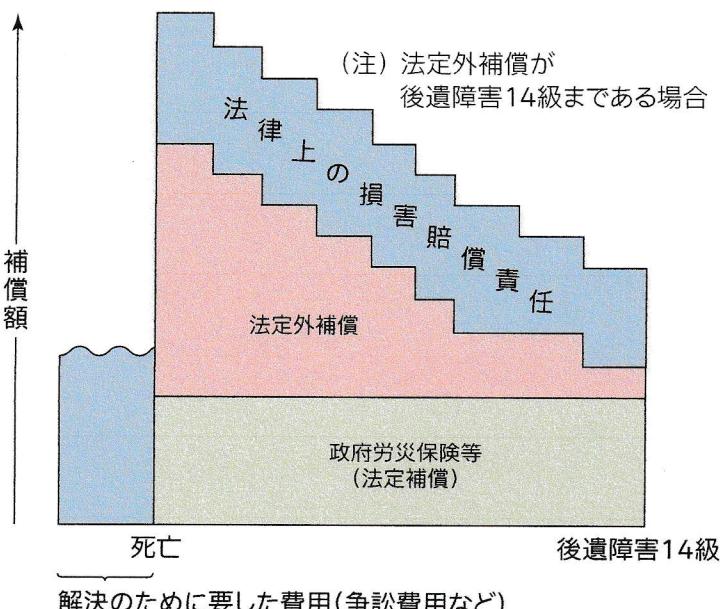
法定外補償を実施している企業については、損害賠償金が法定補償および法定外補償の給付合算額を超過する場合にかぎりその超過額のみをこの保険でお支払いすることになります。

下図(図1)、(図2)  部分が
使用者賠償責任条項のお支払対象となります。

(図1)法定外補償がない場合



(図2)法定外補償がある場合



2つの種類ともの加入も、どちらか一方の種類のみへの加入も可能です。

法定外補償条項(①)のみの加入、使用者賠償責任条項(②)のみの加入、①・②との加入、いずれのパターンでも契約可能です。

法定外補償条項

法定外補償条項は、被用者が被った業務上災害につき、貴社が被災した被用者またはその遺族に、政府労災保険等の上乗せとして支給する補償金を保険金として貴社にお支払いする保険です。

法定外補償(上乗せ補償)とは

次のいずれかの形態により、貴社が政府労災保険等の上乗せとして被災した被用者またはその遺族に一定の補償金を支給することをいいます。

1. 政府労災保険等の上乗せ補償を行う旨定めた「法定外補償規定」(注)を設けている場合
2. 規定として明文化したものはないが、内規または慣行として上乗せ補償を行っている場合

(注) 法定外補償規定とは、被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。(以下このパンフレットにおいては、「法定外補償規定」といいます。)

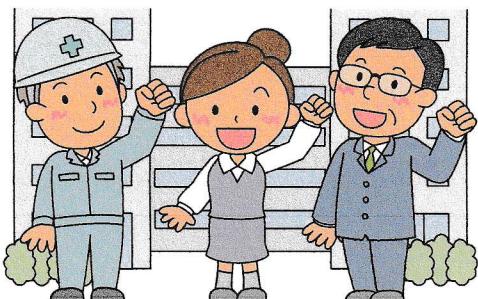
政府労災保険等の認定

- この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級、および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。
- この保険では、原則として業務上災害のみを対象としておりますが、通勤災害(出勤・退勤とも)についても「通勤災害担保特約条項」をセットすることにより対象とすることができます。その認定については業務上災害と同様に政府労災保険等の認定に従います。

対象とする被用者の範囲

原則として貴社の労働者全員(正規従業員(常雇)およびアルバイトやパートタイマー等の臨時雇)を対象被用者とします。ただし、ご希望によりアルバイトやパートタイマー等の臨時雇を除外して引受けすることができます。なお、法定外補償規定を設けておられる場合には、その規定の適用を受ける被用者の範囲での引受けとなります。

*役員・個人事業主・海外駐在員・下請業者の従業員などは原則として対象になりませんが、特約条項をセットすることにより対象にできる場合があります。(13ページ参照)

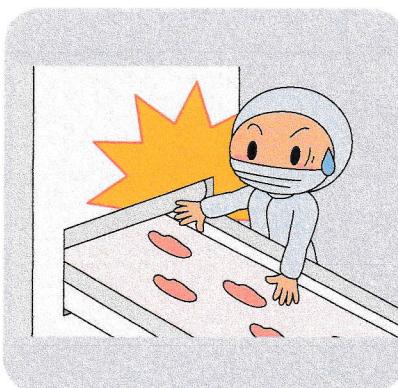


法定外補償条項で対象とする保険金の種類

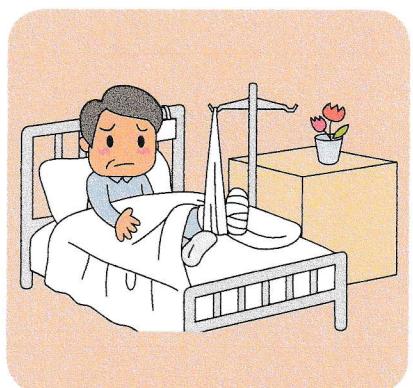
法定外補償条項では次の3種類の保険金をお支払いします。



死亡補償保険金



後遺障害補償保険金



休業補償保険金

(注1)「死亡補償保険金のみ」、「死亡・後遺障害(全級)補償保険金のみ」、「死亡・後遺障害(たとえば、1級～7級まで)補償保険金のみ」の契約も可能です。ただし、高額な保険金額または後遺障害の下位等級のみを選択して設定すること(たとえば10～14級だけを設定)などについては、一部制限させていただく場合があります。

(注2)上記3種類の保険金のほかに、労災事故に伴い貴社が負担される諸費用(葬祭費、花代など)についても、「災害付帯費用担保特約条項」をセットすることによりこの保険でお支払いすることができます。詳しくは14ページをご覧ください。

(注3)特別退職金については、「退職者加算特約条項」をセットすることによってお支払いすることができます。詳しくは13ページをご覧ください。

建設事業(政府労災保険の事業の種類の番号が31～38)のお客さまは、下記の条件をすべて満たすご契約に加入された場合、「経営事項審査制度」の加点評価の対象となります。

1. すべての工事を対象(年間包括契約)としていること
2. 死亡および後遺障害1～7級を補償の対象としていること
3. 業務上災害と通勤災害(出退勤)のいずれも対象としていること
4. 契約者の従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること



対象とする保険金の種類・ 保険金額を取り決めていただきます。

ご契約締結時に死亡補償保険金、後遺障害補償保険金(1級～14級)および休業補償保険金のそれについて保険金額を設定していただきます。貴社が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に定めた補償額の範囲内で保険金額を設定していただきます。

保険金額の設定には次の2通りの方法があります。

①定額方式

定額で保険金額を定める方法

②定率方式

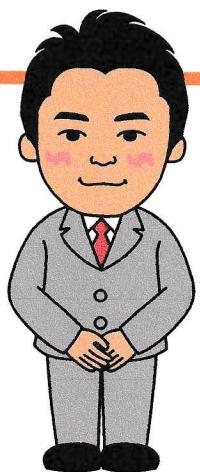
1日あたりの平均賃金に対する日数で
保険金額を定める方法

上記①、②のいずれでも、あるいは①、②の併用(例:死亡・後遺障害については定額方式で、休業補償については定率方式とする方法)でも契約することができます。

お支払いする保険金の額

ご契約締結時において約定した保険金額に従って、一定額または1日あたりの平均賃金の一定日数分を保険金としてお支払いします。

*法定外補償規定で第三者加害行為について支給制限をしている場合は、その規定に従ってお支払いします。この保険では、貴社が被災した被用者またはその遺族の方に給付する補償金を保険金として貴社にお支払いします。お支払いする補償保険金は、その全額を被災した被用者またはその遺族に給付しなければなりません。その際、被災した被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。



保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する被用者の身体の障害については、保険金をお支払いできません。
 - (1) 貴社または事業場の責任者の故意に起因する被用者の身体障害
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する被用者の身体障害
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被用者の身体障害
 - (4) 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用に起因する被用者の身体障害
 - (5) 風土病に起因する被用者の身体障害
 - (6) 職業性疾病に起因する被用者の身体障害
 - (7) 石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
2. 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。
 - (1) 貴社の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - (2) 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
 - (3) 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害
 - (4) 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害
3. 休業補償について補償対象期間の最初の3日目までの休業に対する法定外補償金については保険金をお支払いできません。など

